

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ 催事スペース利用要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップに設置する催事スペースの利用について必要な事項を定め、当該利用を促進して鳥取県及び岡山県の物産、観光等の振興を図ることを目的とする。

(利用範囲)

第2条 催事スペースは、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ（東京都港区新橋1丁目11番7号 新橋センタープレイス内）2階の別図1に示す区域とする。

2 催事スペースは、原則として、区域全体を一括して利用するものとする。当該利用に際して必要となる設備のうち、別図1に記載する利用可能備品以外は、催事スペースの利用について第4条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が用意するものとする。

3 利用可能な時間は、原則として午前10時から午後8時までとする。

(利用目的)

第3条 催事スペースは、鳥取県若しくは岡山県の物産、観光等の振興に寄与する試食・試飲販売、実演販売、PRイベント等で次に掲げる催事を開催するために利用するものとする。

(1) 鳥取県、岡山県が主催又は共催する催事

(2) 鳥取県内、岡山県内の市町村、経済団体、農林水産業団体及び観光団体が主催又は共催する催事

(3) 鳥取県、岡山県の出身者により構成された親睦又は出身地域との交流等を目的とする団体が主催する催事

(4) 鳥取県内、岡山県内に事務所、事業所又は工場等を有する団体(上記(1)～(3)の団体を除く。)が主催する催事

(5) 鳥取県、岡山県の研究等を目的とする催事

(6) その他、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下単に「会長」という。)が適当と認める催事

(利用の禁止)

第4条 会長は、前条に規定する利用目的であっても、次に掲げる者に対しては催事スペースの利用を禁止するものとする。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 暴力団関係者（条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）

(利用手続き)

第5条 催事スペースの利用については、会長が別に定めるところにより、あらかじめ様式第1号の利用申込書を会長に提出し、様式第4号の利用決定通知書兼請求書により、その承認を得なければなら

ない。

- 2 利用者は、前項の承認を得た後に利用の変更又は取消しをするときは、様式第2号の依頼書を会長に提出し、指示を受けなければならない。
- 3 利用者は、催事スペースの利用後速やかに様式第3号の報告書を会長に提出しなければならない。

(利用料)

第6条 第3条第2号から第6号の催事のために利用する場合、利用者は会長が別に定める額の利用料を支払わなければならない。この場合、利用者は、様式第4号の利用決定通知書兼請求書に記載された支払期限までに当該利用料を支払うものとする。

(利用上の遵守事項)

第7条 催事スペースの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 催事スペース利用範囲以外の区域には、みだりに立ち入らないこと。また、催事スペース利用範囲区域についても、会長が承認した利用時間以外は、みだりに立ち入らないこと。
- (2) 会長が承認した利用目的及び利用方法以外では利用しないこと。
- (3) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 催事スペース及びその附属設備を毀損し、又は汚損しないこと。
- (5) 喫煙、過度の飲酒、その他他者に迷惑をかけるおそれのある行為又は公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (6) 利用後は、必要に応じて片付け、清掃等を行い、利用に伴って発生した廃棄物は適正に処理し、利用前の状態に復した上で、催事スペースの管理に当たる協議会事務局の職員(以下「事務局職員」という。)の確認を受け、その指示に従うこと。
- (7) 食材・食品を販売・提供する場合の衛生管理については、事務局職員の指示に従うこと。
- (8) その他催事スペースの適正な利用・管理を図るため、事務局職員の指示に従うこと。

(利用停止)

第8条 会長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、催事スペースの利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。この場合においても、利用者は第5条に定めるところにより利用料を負担するものとし、当該停止により利用者又は第三者に損害が生じたときも、それについて鳥取県、岡山県及び協議会は一切の責任を負わない。

- (1) 虚偽又は事実と異なる内容の申込みにより第4条第1項の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく支払期限を過ぎても利用料を支払わないとき。
- (3) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

(賠償責任)

第9条 利用者は、催事スペースの利用に当たり、その施設設備を毀損し、又は汚損したとき、その他鳥取県、岡山県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 その他催事スペースの利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月18日から施行する。

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。